

浦添保第458号
令和2年8月3日

保護者各位

浦添市長 松本 哲治



新型コロナウイルスの対応について
～緊急事態宣言を受けての対応について～

平素より本市の教育・保育行政へのご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

先日、沖縄県より「緊急事態宣言」が発令されました。沖縄県は現在、一部の店の休業要請や渡航自粛等の不要不急の外出自粛要請となっております。

本市は各教育・保育施設へ下記のとおり通知いたしましたので、保護者のみなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

1. 園の衛生管理について

- ・子ども達の健康観察の継続と各園との連携を引き続き宜しく申し上げます。また、衛生管理の徹底を図り衛生強化日を増やして対応いたします。

8月の衛生強化の日を、8月15日（土）の1回から2回へ変更します。

8月の衛生強化日【8月8日（土）、8月15日（土）】

※ただし、保育が必要な世帯につきましては、直接園へ申し出て下さい。

家庭保育協力をいただきましても保育料の返金はありませんのでご了承ください。

2. 行事について

- ・行事等の開催については、各園の施設長判断に基づき対応していきます。

参加する際は、各園が定めるルールを守り、マスク着用、手指消毒の徹底をお願いします。

また、発熱や咳などの風邪症状がみられるときは参加を控えるなど、十分な感染予防対策を行ってください。

3. 園児の健康観察の徹底

- ・園児につきましては、引き続き登園前の体温測定を徹底し、めやすとして37.5度以上の発熱、咳、咽頭痛（のどの痛み）、頭痛、呼吸困難（息苦しい）などの風邪症状がある場合は登園を控えるようお願いします。

※なお、県内の状況や方針の変更に等により、随時変更する場合がございますことを予めご了承ください。

新型コロナウイルス対策（COVID-19）

～子どものいるご家族へ～



令和2年5月1日版

厚生労働省

新型コロナウイルス感染の子どもにおける特徴

- ◆ 子どもにおける新型コロナウイルス感染症に関しては、感染者の報告が日本国内、国外において大人に比較して少ないため、まだ分かっていないことが多いです。
- ◆ 現在分かっている情報では、子どもは感染しても症状が出ない、あるいは症状が軽いことが多いと報告されています。ただし、大人と比べると割合は低いですが、重症化することもあります。

子どもの感染予防

- ◆ 子どもにおいて特別な感染予防はなく、大人と同様に、手洗い・手指消毒を行ってください。
- ◆ ①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの「密」を避けてください。
- ◆ 子どもは家庭内で感染していることが多いとの報告があるため、まずはご家族の感染予防が大事です。家庭内に感染の疑いがある方がおられる場合は、別室で過ごすなど接触を避けてください。



消毒しよう



手を洗おう

予防接種について

- ◆ 予防接種の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に注意する必要がありますが、ご家族と医療機関等の協力のもと、可能な限り予定通りに実施できるように、かかりつけ医療機関と相談してください。



乳幼児健診について

- ◆ 母子保健法で定める1歳6か月児、3歳児健診は、緊急事態宣言対象地域においては、地域ごとの感染の状況を踏まえ、集団での実施は延期している場合があります。
- ◆ 実施しているかの確認も含め、詳細はお住まいの自治体の案内をご確認ください。

お子さんに受診を迷う症状がある場合について



- ◆ お子さんが濃厚接触者（※）である場合は、保健所の指示に従ってください。
- ◆ お子さんが以下のいずれかに該当する場合は、帰国者・接触者相談センターやかかりつけ小児医療機関に御相談ください。
 - ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合
 - ・ 強いだるさや息苦しさがある場合
- ◆ なお、水分や食事がとれない、ぐったりしているなどお子さんに受診に迷う症状があるときは、新型コロナウイルスに感染しているか否かに関わらず、他の病気も考えられますので、速やかにかかりつけ小児医療機関に電話して受診を相談してください。
- ◆ また、かかりつけ小児医療機関の医師が診察した結果、必要に応じて地域の医師会等が運営する新型コロナウイルス感染症検査センター（地域外来・検査センター）等に紹介した上で新型コロナウイルス感染症のPCR検査を受けることができます。

※濃厚接触者の定義

- ・ 新型コロナウイルス感染症と診断された者（以下患者という）と同居、あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防具無しに患者を診察、看護もしくは介護していた者
- ・ 患者の気道分泌物もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ 手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、患者と15分以上の接触があった者

国立感染症研究所のホームページ

<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-02-200420.pdf>



なお、このリーフレットは、令和2年5月1日時点の情報や考え方をもとに作成しています。状況に変化があった場合は、随時お知らせします。

子どもにおける新型コロナウイルス感染症に関する情報は、関係学会のホームページをご覧ください。

日本小児科学会 新型コロナウイルス感染症に関するQ&A

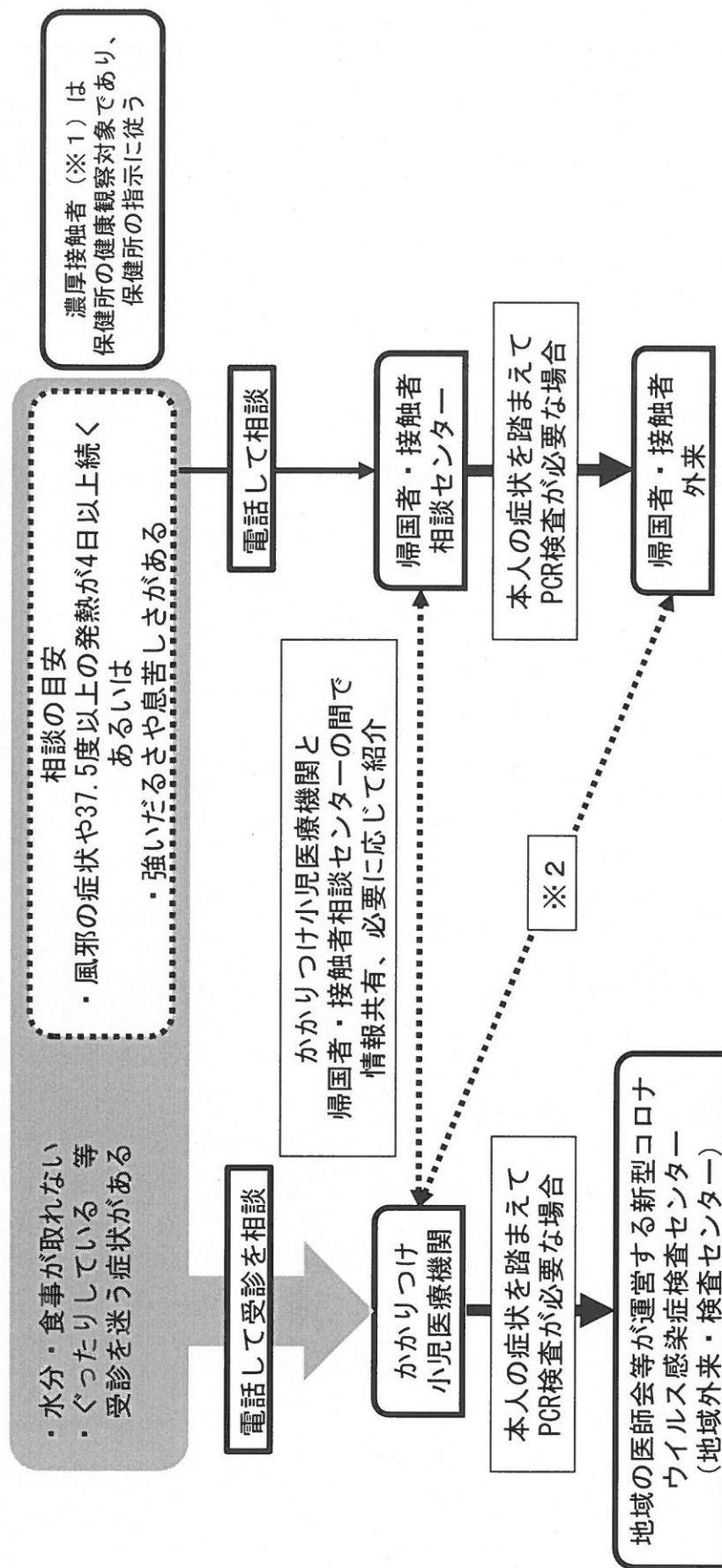
http://www.jpeds.or.jp/uploads/files/20200412_korona_Q_A_5_rev.pdf.pdf

子どもに受診を迷う症状があるときの相談・受診の流れ

令和2年5月1日版

別添2

子どもは風邪の症状を認めやすく、また症状を正確に訴えられないこともあることから、相談の目安に関わらず、小児科医による診察を必要とすることがあります。このため、受診に迷う場合は、かかりつけ小児医療機関に電話で相談してください。



（※1）濃厚接触者の定義：国立感染症研究所のホームページ <https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-02-200420.pdf>

（※2）関係者間で情報共有できている場合、かかりつけ小児医療機関と帰国者・接触者外来の間で紹介しても可